

白石町賃借料情報(令和6年1月~6月分)

令和6年1月から令和6年6月までに締結(公告)された白石町の農地の賃貸借契約に基づく平均賃借料(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。利用権設定の際の双方協議の参考としてご活用ください。

1.田(水稻)

(単位:円/10a)

地域	大字	令和6年1月~6月 平均額	契約 筆数	契約実績	令和5年1月~12月 平均額	令和5年1月~6月 平均額
白石	福吉	13,900	55	8,000 ~15,000	14,000	13,900
	福田	13,900	46	10,000 ~15,000	15,000	15,000
	甘治	13,400	40	5,000 ~15,000	13,900	13,300
	東郷	12,300	27	5,000 ~15,000	13,000	12,700
	今泉	14,000	40	10,000 ~16,000	13,300	13,500
	馬洗	12,800	53	3,000 ~18,000	12,700	11,500
	堤	11,400	40	7,000 ~16,000	12,700	12,000
	湯崎	10,900	25	5,000 ~15,000	12,200	12,800
	大渡	11,700	28	10,000 ~15,000	12,400	12,800
	築切	13,700	59	5,000 ~18,000	13,500	13,300
	遠江	14,200	52	10,000 ~18,000	13,900	13,900
	横手	12,900	79	5,000 ~15,000	13,700	14,500
新拓	13,200	61	9,000 ~15,000	12,800	12,700	
福富	福富	15,400	100	8,000 ~18,000	15,100	15,700
	福富下分	15,400	41	5,000 ~18,000	16,800	17,200
有明	牛屋	14,100	84	9,000 ~18,000	14,100	14,000
	戸ヶ里	13,800	37	3,000 ~15,000	13,800	14,000
	辺田	13,500	10	10,000 ~18,000	13,800	13,800
	田野上	12,900	19	9,000 ~15,000	13,000	12,500
	坂田	12,500	32	10,000 ~15,000	11,000	12,100
	深浦	11,000	36	5,000 ~18,000	9,800	11,800
	新明	14,300	39	12,000 ~15,000	13,700	14,100

お問い合わせは、
白石町農業委員会事務局
TEL:0952-84-7127

裏面に「畑(普通)」と「蓮根」を
掲載しています。

2.畑(普通)

(単位:円/10a)

地域	大字	令和6年1月~6月 平均額	契約 筆数	契約実績	令和5年1月~12月 平均額	令和5年1月~6月 平均額
白石	遠江字八平	10,000	7	10,000	10,000	
福富	八平字八平				10,700	10,800
	八平字新開	11,400	4	9,600 ~14,000	9,500	10,600
有明	新開	11,100	12	10,000 ~20,000	10,300	

3.蓮根

(単位:円/10a)

地域	大字	令和6年1月~6月 平均額	契約 筆数	契約実績	令和5年1月~12月 平均額	令和5年1月~6月 平均額
白石	福吉	41,000	2	40,000 ~42,000	27,900	
	福田	42,000	5	42,000		
	東郷				42,000	
	甘治	40,000	2	40,000		
	築切	46,400	3	42,000 ~48,700	41,600	41,600
	遠江	38,800	7	20,000 ~42,000	38,900	38,700
	横手	35,000	1	35,000	35,400	30,000
	新拓				41,000	41,000
福富	福富	40,000	10	38,000 ~42,000	40,200	38,000
	福富下分	33,100	6	17,448 ~42,000	32,900	39,600
	八平	21,200	7	21,000 ~21,500	15,000	13,200
有明	牛屋					
	戸ヶ里				42,200	42,200
	新明	40,000	2	40,000	39,300	40,000
	深浦	42,000	1	42,000		

〈 ご注意ください 〉

上記の金額は、令和6年1月~6月の実績であり、上限や下限額を定めるものではありません。
賃借料の設定については、農地の貸し手・借り手双方で十分に話し合って決定してください。